

下記のとおり懲戒処分等を行いましたので公表します。

記

1

被 処 分 者 の 所 属 ・ 職 位	環境部循環型社会推進課 主事・技能技師級	年齢	20代
処 分 年 月 日	令和8年5月27日		
処 分 量 定	停職6月		
事 案 の 概 要	<p>当人は、令和7年3月17日（月）午前0時7分頃、私用で自家用車を運転していたところ、山形市深町一丁目地内の路上にて、自車後方を同一方向に向かい進行中の普通乗用自動車の通行を妨害する目的で急ブレーキをかけ、追突による物損事故を生じさせた。</p> <p>令和7年12月4日に山形簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けるとともに、令和8年1月22日に妨害運転による違反行為として、山形県公安委員会から運転免許取消処分を受けた。</p> <p>また、当該事案について、速やかに所属長に報告をしなかった。</p>		

2

被 処 分 者 の 所 属 ・ 職 位	財政部納税課 係長級	年齢	40代
処 分 年 月 日	令和8年5月27日		
処 分 量 定	減給3月間・給料月額10分の1		
事 案 の 概 要	<p>当人は、山形市さくらんぼトレーニングファーム整備・運營業務において、令和7年度果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業補助金の公募期間を把握しないまま申請書類の作成を進めたため、期限内に補助金の交付申請ができなかった。</p> <p>その結果、2,293,000円の補助金の交付を受けることができなかった。</p>		

※ なお、今回の事案の管理監督に係る処分として、管理監督者2名に口頭嚴重注意の措置を同日付で行っております。